＜令和2年12月27日改定版＞

**新型コロナウイルスの感染予防対策ならびに感染者・濃厚接触者が発生した際の対応**

**および事業継続に関するマニュアル**

**株式会社すせり**

**１ 保健指導員の感染予防策の徹底**

(1) 保健指導員に、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する。

ア　体温の測定

イ　発熱などの症状がある場合には、会社への連絡及び自宅待機

ウ　 以下のいずれかに該当する場合には、会社への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用相談窓口への問い合わせ

(ｱ）体温37.5度以上の熱が4日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

(ｲ) 強いだるさや息苦しさがある場合

(ｳ) 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や37.5度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが2日程度続く場合

　エ　新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等についての会社への速やかな報告

(2) 事業所内において、次に掲げる感染予防策を徹底する。

　ア　出勤時、トイレ使用後には手洗い、手指の消毒

イ　常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用すること。

ウ　通常の清掃に加えて、アルコール性のウエットティッシュ等を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う

(3) 保健指導訪問先において、次に掲げる感染予防策を徹底する。

　ア　訪問先事業所の手指消毒剤の使用など、訪問事業所の入場の際の感染予防順守する

　イ　保健指導利用者のコロナアンケートの聴取（別紙１）

　ウ　保健指導実施時のマスク着用、定期的な換気、アクリル板の衝立の使用

エ　保健指導利用者ごとの保健指導器具等の消毒の徹底、手指消毒剤の使用

　オ　指導終了後、手洗い・消毒等の実施

**２ 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応**

(1) 感染者発生の把握、報告及び周知

ア　感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、１に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

ア　保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅に待機させる。

　イ　保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、必要に応じPCR検査（行政検査）の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。

ウ　濃厚接触者と確定された従業員に対し、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査（行政検査）を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。

|  |
| --- |
| 「濃厚接触者」とは、「患者(確定)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するもの・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者・ その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として２メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）＜「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版）」＞ |

**３ 施設設備等の消毒**

(1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（執務室、面談室、倉庫等）の消毒を行う。

(2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70％））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05％以上）で拭き取り等を行う。

**４ 業務の継続**

(1) 重要業務の継続

ア　感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握する。

イ　重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための事業継続計画を作成する。

(2) その他必要なことは別途定める。

（別紙１）

保健指導ご利用者様

株式会社すせり

保健指導ご利用時の新型コロナウイルスに関するアンケート

新型コロナウイルス感染症対策として、お客様には下記アンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、アンケート結果によりましては本日の保健指導のご利用をご遠慮いただく場合もございます。

いずれかにチェックをお願いいたします。

1. **現在、倦怠感や息苦しさがある　　　　　　　　　　　　はい　　/　　　いいえ**
2. **風邪の症状や３７．５℃以上の発熱がある　　　　　はい　　/　　　いいえ**
3. **２週間以内に、感染が拡大している地域に出かけましたか？　　　はい　/　　いいえ**

**［令和２年12月22日現在　感染拡大地域］**北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、高知県、福岡県

感染が拡大している地域は、直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり15人以上の都道府県が対象となります。

1. **２週間以内にあなたが所属する勤務先、団体、ご家族に感染者または濃厚接触者がいた**

**はい　　/　　　いいえ**

ご協力ありがとうございました。

弊社では保健指導の実施にあたり、お客様、当社社員および家族の健康と安心を第一に考え、引き続き保健指導員の検温、手洗い・消毒、マスクの着用、換気等の対策を徹底して参ります。